住宅の省エネ改修に伴う固定資産税の減額措置

減額を受けるための要件

- 1. 平成 26 年 4 月 1 日以前から所在していた住宅、もしくは併用住宅であること。併用住宅の場合、 居住部分の床面積が全体の 2 分の 1 以上あること。なお、賃貸住宅は対象外となります。
- 2. 改修後の住宅の面積が50 ㎡以上280 ㎡以下であること。
- 3. 次の①~④のいずれかに該当する工事で、現行の省エネ基準に新たに適合するようになること。ただし、①の工事は必ず行うこと。
 - ①窓の断熱性を高める改修工事(必須) ②床の断熱改修工事
 - ③天井の断熱改修工事

- ④壁の断熱改修工事
- 4. 上記の工事に要する自己負担額が60万円を超えるもの。または、断熱改修に係る工事費が50万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器若しくは太陽熱利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円を超えるもの。
- 5. 令和8年3月31日までに完了した工事であること。

減額される期間

工事完了年の翌年度のみ減額されます。具体的には、工事完了日が令和6年5月15日の場合は令和7年度分の減額、令和7年1月15日の場合は令和8年度分の減額となります。

減額される金額

一戸あたり 120 ㎡を上限に 3 分の 1(改修により認定長期優良住宅に該当することとなった場合は 3 分の 2)を減額します。

減額を受けるための手続き

<ご提出いただく書類>

- 1. 住宅の熱損失防止改修等(省エネ改修)に伴う固定資産税の減額申告書
- 2. 增改築等工事証明書
- 3. 工事完了日が確認できる書類(工程表もしくは施工業者の証明等)
- 4. 補助金等の交付がある場合は、交付決定通知書の写し
- 5. 長期優良住宅の認定通知書の写し(認定長期優良住宅に該当することとなった場合)
- 6. 省エネ改修工事に要した費用を証する書類(見積書、領収書等)
- 7. 省エネ改修と直接関係のない改修箇所がある場合は、その内容が確認できる書類
- 8. 併用住宅の場合、居住部分とそれ以外の部分の床面積が確認できる書類
- 9. その他必要書類(建物図面等)

<申告書の提出期限>

改修が完了した日から3ヶ月以内



お問い合わせ先

大津市役所総務部資産税課家屋係

TEL:077-528-2725(直通)